

大和市告示第71号

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱（平成21年大和市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「者」を「もの」に改める。

第3条中「補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に改める。

第4条の見出しを「（補助事業等）」に改め、同条第1項中「補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「補助の対象」を「補助事業」に改め、同項第1号中「補助事業費」を「事業費」に改め、同項第2号中「補助事業」を「事業」に改め、同項第3号中「フラッグについては2年以内」を「補助対象施設がフラッグの場合は、補助金の交付を受けた同一年度内」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「前条に規定する事業」を「補助事業」に改め、同条第2項中「補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に改める。

第6条中「補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に改める。

第7条中「補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）」を「補助事業者」に改める。

第8条中「フラッグについては2年以内」を「補助対象施設がフラッグの場合は、同一年度内」に改める。

第13条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第1商店街施設撤去事業の項補助限度額、補助率等の欄中「10分の3。」を「10分の5。」に、「10,000円」を「15,000円」に改める。

別表第2備考を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施

行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。